小規模事業者持続化補助金

**【全国商工会連合会提出用（第14回用）】**

（様式９―法人用）

インボイス特例の申請に係る宣誓・同意書

小規模事業者持続化補助金＜一般型＞（以下「本補助金」という。）のインボイス特例の申請に伴い、次の１及び２のいずれにも宣誓し、３及び４に同意します。

１．2021年9月30日～2023年9月30日を含む事業年度（以下「基準期間事業年度」という。）で、一度でも免税事業者であった又は免税事業者であることが見込まれる、もしくは2023年10月1日以降に創業し適格請求書発行事業者の登録を受けた事業者であること。なお、直近の売上高は裏面のとおり。

２．適格請求書発行事業者への転換に伴う事業環境変化に対応するために本補助金を活用し、実績報告時において、適格請求書発行事業者の登録を受けていること。

３．売上に関する書類や納税証明書等免税事業者であることを証する書類について、中小企業庁、全国商工会連合会、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び前3者が委任もしくは準委任した者から求めがあった場合は、速やかに提出すること。また、提出がない場合、補助金事務局が本補助金のインボイス特例の申請要件を満たさないものとして取り扱う可能性があること。

４．虚偽等の疑義が生じた場合、本補助金の申請に関する内容について、中小企業庁が政府関係機関に照会する可能性があること。

年　　　月　　　日

法人名

代表者の氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（※自署または記名捺印）

※裏面あり

■**全事業者記載必須事項**

（様式９―法人用・裏面）

以下【Ａ】【Ｂ】のいずれかにチェックを入れた上で、【Ａ】の場合は２期前・３期前・4期前の売上高、【Ｂ】の場合は直近３期の売上高を記載してください。

【Ａ】申請日を含む事業年度の「末日」が2023年9月30日「以降」の事業者

＜売上高＞

（２期前：　　　　　　円）（３期前：　　　　　円）（４期前：　　　　　円）

【Ｂ】申請日を含む事業年度の「末日」が2023年9月29日「以前」の事業者

＜売上高＞  
（前期：　　　　円）（２期前：　　　　円）（３期前：　　　　円）

※創業時でまだ売上がない場合は０円と記載してください。

**■上記決算期の売上高がいずれも1,000万円超の場合のみ記載必須事項**

上記決算期の売上高がいずれも1,000万円超の場合で、表面「１．」の要件を満たしている場合は、その理由について以下のいずれかにチェックを入れてください。

課税売上高が1,000万円以下となる期間があり、基準期間事業年度に免税事業者の要件を満たすため

前期以前に1年未満の事業年度があり、基準期間事業年度に免税事業者の要件を満たす事業年度があるため

　※１　免税事業者の売上高に関する要件について

消費税の課税選択をしている場合や、新設法人の場合等を除き、上記３期のいずれかの期において売上高が1,000万円以下である場合、原則「１．」の要件を満たします。

なお、免税事業者の判定においては、消費税が非課税となる売上高を除きます。

　※２　前期以前の事業年度が1年未満の場合の取扱い

それぞれ以下の各事業年度の売上高の合計を1年分に換算した売上高を記載してください。

前期：次期の事業年度開始の日の2年前の日の前日から同日以後1年を経過する日までの間に開始した各事業年度

2期前：当期の事業年度開始の日の2年前の日の前日から同日以後1年を経過する日までの間に開始した各事業年度

3期前：前期の事業年度開始の日の2年前の日の前日から同日以後1年を経過する日までの間に開始した各事業年度

4期前：2期前の事業年度開始の日2年前の日の前日から同日以後1年を経過する日までの間に開始した各事業年度

　※３　前期の決算が確定していない場合の取扱い

前期の決算が確定していない場合、前期の売上高として見込まれる金額を記載してください。